

令和7年7月25日

職員の懲戒処分について

このたび、令和7年4月10付で窃盗罪により逮捕されたことに係る職員の処分について、令和7年7月25日付で懲戒処分を行いましたのでお知らせをいたします。

1 事件の概要

職員が、令和7年3月11日9時35分頃、柳井市内の銀行内のATMで、置き忘れた現金約3万7千円などが入った財布を警察署に届けず窃取したことにより令和7年4月10日に逮捕された。

2 処分の概要

周防大島町立大島病院 看護補助者 停職（1月）

3 周防大島町病院事業管理者のコメント

「地域住民に安全、安心な医療・介護・福祉を提供するために親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう職員一丸となって努めます。」の理念を掲げているなか、職員が窃盗罪にて逮捕されたことは、誠に申し訳なく、残念に思っております。

町民の皆様、関係者の皆様には心からお詫び申し上げます。

今後も職員全員への指導を強化し、法令順守を徹底するとともに、信頼回復に職員一同努めてまいります。

4 周防大島町長のコメント

町民の皆様をはじめ、関係者の皆様に深くお詫び申し上げます。

病院事業局には今後このような不祥事を二度と起こさぬよう、職員の服務規律の徹底、綱紀の粛正を図るよう強く要請いたしました。

周防大島町病院事業局 総務部総務課

電話 0820-74-2332（代）

FAX 0820-74-5067

E-mail:soumu@suo-kouei.com